

制定 令和3年10月1日

賛助会規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人新潟ふるさと組合（以下「当組合」という。）定款第45条第2項の規定に基づき、賛助会に関する事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、当組合の目的に賛同し、賛助契約書を代表理事に提出した団体又は企業若しくは個人とし、入会の可否は、代表理事が決定する。

(特典)

第3条 当組合は、会員に対して、随時当組合が関与するイベント資料を提供すること並びに当組合が発行する刊行物を提供するほか、当組合のサイト及び広報資料に、会員の掲載可否に応じて掲載するものとする。

(会員の種類)

第4条 会員の種類は、次のとおりとする。

一 企業会員/団体会員

新潟県内あるいは他都道府県において企業、団体活動をしており、当組合の事業に賛同し、企業会員/団体会員になることを希望する企業や団体

二 個人会員

新潟県内あるいは他都道府県に在住しており、当組合の事業に賛同し、個人会員になることを希望する個人

(入会)

第5条 賛助会の入会日は、賛助契約書を当組合の事務局へ届け出た日とする。賛助会員としての権利は入会した時に有し、退会日まで有するものとする。

(更新)

第6条 会員の更新は年1回とし、会員たる期間は入会日から翌年の入会月末日までとする。ただし、翌年入会月の前月1日から入会月末日の間を更新期間とし、更新期間中に当組合事務局まで更新の通知がない又は退会の通知がない場合は更新したものとする。

(会費)

第7条 賛助会員は、その種類ごとに、次に掲げる年会費を当組合に納入しなければならない。ただし、初年度会費は入会日から翌月末日までを支払い期限とし、それ以降の年会費は更新期間内を支払い期限とする。

一 企業会員/団体会員

1口年額 20,000円 1口以上

二 個人会員

1口年額 10,000円 1口以上

(賛助会費の使途)

第8条 前条の会費は、当組合の事業維持費として使用するものとする。

(届出)

第9条 賛助会員は届出事項のいずれかに変更があった場合は、速やかに当組合事務局に届けなければならない。

(退会)

第10条 賛助会の退会は会員の希望により随時行えるものとする。賛助会を退会しようとする者は、賛助会退会届出書により代表理事に届け出るものとする。ただし、退会時の属する年度の年会費は、返還を求めることができない。

(資格の喪失)

第11条 賛助会員は、次の各号の一の該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員の本人が死亡したとき
- (3) 法人や団体が解散又は破産したとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

(細則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が細則で定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 制定 令和3年10月1日